

求職者・求人者のみなさまへ

株式会社東京コンサルティングファーム

当社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号：13-ユ-300904）です。職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認下さい。

◆取扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・当事業所の取り扱い地域・職種は、日本国内全職種です。

◆手数料に関する事項

- ・就業が決定しましたら、紹介手数料は、有料職業紹介の届出をした100%の範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書または覚書に定めるものとします。
- ・厚生労働大臣に届け出ているものは表の通り（次ページ参照）です。
- ・ただし、通常は、求職者からは報酬は受け取っておらず、求人者のみから報酬を受け取っております。求職者が入社するまで一切の手数料は発生しません。
- ・求人企業の成功報酬は35%を標準として設定しております。

◆返戻金制度に関する事項

- ・求人者に起因する退職、求人者の都合による解雇もしくは紹介予定労働者の死亡等、不測の事態による退職の場合は、その限りではありません。

入社日から1ヶ月以内の退職の場合 ⇒ 紹介手数料の50%返還

入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合 ⇒ 紹介手数料の25%返還

入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内の退職の場合 ⇒ 紹介手数料の10%返還

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付ける時の事務費用	3,000円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000円 活動1日当たり 10,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%

※上記手数料表には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度に関する事項

・求人者に起因する退職、求人者の都合による解雇もしくは紹介予定労働者の死亡等、不測の事態による退職の場合は、その限りではありません。

入社日から1ヶ月以内の退職の場合 ⇒ 紹介手数料の50%返還

入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合 ⇒ 紹介手数料の25%返還

入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内の退職の場合 ⇒ 紹介手数料の10%返還

◆求人者情報の取扱いに関する事項

求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りします。

◆個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、弊社組織コンサルティング事業部、コンサルティング事業部、人財派遣事業部の職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 稲葉朋子とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人情報に関して、当該情報にかかる本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示または訂正に関する取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報にかかる本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当は誠意をもって適切な処理をすることとする。

◆取扱責任者

求人者情報・個人情報の取扱者、並びに苦情処理の責任者は下記の通りです。

職業紹介責任者 稲葉 朋子 TEL : 03-5369-2930